

春は就職・進学・転勤の季節です



届出をお忘れなく

住所を変更したときは転入・転出等の届出が必要です。

市民課では、さまざまな届出の受付や証明書の交付をしていますが、必要な書類がない場合は手続きができないことがありますので、ご確認の上、市民課窓口へお越しください。

市民課国分寺窓口グループ ☎40-5557

市民課石橋窓口グループ ☎52-1111

市民課南河内窓口グループ ☎48-2111

問い合わせ先

転出届（他市区町村に住所を移すとき）

必要なもの

- ・印鑑（認め印可）
- ・代理人選任届（代理の方が手続きをするとき）
- ・その他返納の必要があるもの（例：印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など）

転出先住所及び転出年月日をご確認のうえ、手続きをしてください。

転出届をすると、「転出証明書（無料）」が交付されます。この「転出証明書」を添え、新しい住所地へ転入届をしてください。

転入届（他市区町村から住所を移すとき）

住み始めてから14日以内に届出をしてください。

必要なもの

- ・転入前市町村発行の「転出証明書」
- ・印鑑（認め印可）
- ・本人確認書類（免許証、パスポート等）
- ・代理人選任届（代理の方が手続きをするとき）
- ・その他、該当する手続きに必要な書類

例：児童手当 児童手当用所得証明書、保護者の健康保険証及び銀行の預金通帳
こども医療費助成（小学校3年生まで） お子様の健康保険証、保護者の銀行の預金通帳
小中学校の転入学 在籍証明書



※住所異動の手続きを怠りますと過料に処せられる場合があります。（住民基本台帳法第53条第2項）

市民課窓口を土曜日（3月21日・28日、4月4日）開設します

住所異動の時期に伴い、市民課窓口を次のとおり開設します。仕事等の都合で平日窓口にお越しただけない方など、ぜひ、ご利用ください。

開設日 3月21日・28日、4月4日 時間 午前8時30分～正午

場所 国分寺庁舎市民課窓口

主な業務 転入・転出・転居届、戸籍届出・戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄抄本）、住民票の写し、印鑑登録証明書等の発行

内容により、他市町村、関係各課等へ照会や確認が必要になる場合には、お取り扱いできない場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

市民課 国分寺窓口 ☎40-5557